

『第58期定時株主総会招集ご通知』に関するインターネット開示情報のご案内

第58期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- (5) 計算書類の「個別注記表」

JBCCホールディングス株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.jbcchd.co.jp/ir/library/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、コンプライアンスに関する基本原則を定める「J Bグループ行動基準」を制定し、当社及び当社子会社を含むJ Bグループ各社の役員及び使用人全員が社会倫理及び法令に則り業務を遂行するための行動の規範としている。当社の役員は、J Bグループ全体におけるコンプライアンスの遵守及びその徹底を率先垂範するとともにその実践的運用を行う体制を構築し、使用人に対するコンプライアンス教育を実施する。
- ・J Bグループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握は、リスク管理委員会が管掌し、法務・コンプライアンス担当を含むコーポレートスタッフ（当社においてJ Bグループ全体にわたるスタッフ業務を司る部門）が適宜協議を行いながら、これを実施する。
- ・J Bグループにおいて法令、社内規則や社会倫理に反すると疑われる行為があった場合、これを直接通報できる体制を確保する。このためにJ Bグループ各社において共通の「J Bグループ内部通報規程」を定め、通報窓口として社外弁護士を含む「コンプライアンスヘルプライン」を設置する。社外に向けても、メールにて外部通報を受けることをホームページで公開している。通報者においては本人の希望により匿名性が約束され安全と利益が保障される。法務・コンプライアンス担当は、通報窓口からの指摘があった場合、必要に応じ通報事実について調査を指揮・監督し適切な対策を策定する。また、代表取締役社長と協議のうえ、必要であると認められた場合、対策を実施し、さらにJ Bグループ内において事実を開示し対処及び結果について周知徹底する。
- ・代表取締役社長は、業務監査を行う内部監査担当を管掌し、内部監査担当は、常勤の監査等委員である取締役と意見を交換しつつ、J Bグループ全体にわたる業務執行状況の監査を行う。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会、取締役会、経営会議（経営全般について代表取締役からの諮問を受ける会議体）その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款及び社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者及び必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- ・情報セキュリティ委員会は、個人情報保護を含む、情報の安全管理に関するガイドラインを定め周知徹底する。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・事業の継続・発展を実現するための投資・戦略的提携などに関する事項については、コーポレートスタッフの各責任者が、所管部門に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは経営会議において最終的に評価・決裁する。
- ・日常業務における債権管理等については、「債権保全管理規程」、「連結決算規程」及び各種の取引先選定に係わる基準等、事業遂行上のリスクを管理する規程に従い処理される。
- ・有事の対応については、職務分掌に基づく役割分担に応じコーポレートスタッフの各責任者が連携してこれにあたり、代表取締役社長がこれを統括する。経営会議及びリスク管理委員会は、平時において有事対応体制の整備を行う。
- ・リスク管理委員会は、グループの対外リスクやコンプライアンスリスクに関する施策の検討、推進を行う。BCP委員会は事業継続に関する施策について、情報セキュリティ委員会はグループのセキュリティに関する施策について、それぞれ検討、推進を行う。
- ・当社及びJ Bグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からJ Bグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

④当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役の中から代表取締役社長を選定し、代表取締役社長に取締役会が定める経営機構におけるコーポレートスタッフ等を任命させる。コーポレートスタッフは、職務分掌に基づき当社の業務を執行するとともに、経営指導契約に基づきJ Bグループ各社の経営を支援する。
- ・取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、法律が定める独立性要件を満たす社外取締役を任命する。J Bグループ各社に対しては原則として当社の経営幹部より適切な人材を派遣し、効率的な職務の執行を支援する。
- ・取締役会が十分に機能するよう、その運営実務を遂行するための事務局を設置する。
- ・代表取締役社長は、J Bグループの事業を代表する経営幹部で構成されるグループ経営会議を統括し、その効率的運営と監視・監督体制の整備を行う。
- ・各取締役の職務分掌と権限については、社外取締役を含めて適切な役割分担と連携が確保される体制を、年度初めにおける組織編成時に設定する。
- ・中期経営計画及び年度予算を策定し、グループ全体としての目標達成に向けて各分掌、各社・各部門において具体的な戦略を立案・実行できる体制を構築する。
- ・I T企業の優位性を活かし、積極的なI Tの有効活用を通じて業務の効率化を図る。
- ・当社及びJ Bグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社からJ Bグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ J Bグループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、当社において J Bグループ各社の業務執行に関する内部監査を行う専任組織を設置する。その際、「J Bグループ行動基準」は、J Bグループに所属する役員及び使用人全員が業務を遂行するうえでの行動の規範であり、J Bグループ各社における適切な内部統制システム整備の指針となる。
- ・ J Bグループ各社の代表取締役社長により構成されるグループ経営会議を定期的に行い、当社代表取締役社長による議事運営の下、グループ経営執行の重要課題の審議決定を行う。J Bグループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告が義務付けられる。
- ・ グループスタッフ会議を定期的に行い、スタッフ責任者間でグループ全体としての実務的な懸案事項の解決方法を周知し、J Bグループ各社における実行を支援する。
- ・ 内部通報制度（外部通報制度を含む）を J Bグループ全体として運用する。
- ・ コーポレートスタッフの財務部門責任者は、J Bグループの統一会計基準を策定し、連結決算対象各社間において共通の「連結決算規程」を制定させ、主要な計数的問題状況を常時モニタリングする。
- ・ J Bグループ間における会社間取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを求められる。
- ・ 当社から J Bグループ各社へ監査役を派遣することにより、内部監査部門と連携した内部統制体制に関する監査を実施する。また各社監査役と当社の常勤監査等委員である取締役で構成されたグループ監査役会を設置し、定期的に所属企業の状況に関する報告を実施する他、連携して J Bグループとしての監査の実効性の向上を図る。
- ・ 当社及び J Bグループ各社間で経営指導契約を締結するとともに、共通の「事業会社管理規程」を制定し、当社から J Bグループ各社に対する指導ないし管理等の指針を明確にする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを「求めた場合」における当該使用人に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員会の職務を補助する使用人（監査等委員会スタッフ）として、特に適切な人材を配置する。

⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ・ 監査等委員会スタッフについては、その独立性を確保するため、業務の執行に当たる役職には従事させず、任命、異動等人事権に係わる事項の決定には常勤監査等委員の事前の同意を得る。
- ・ 監査等委員会スタッフの人事考課については、その適切な職務遂行のため、常勤監査等委員が行い、人事異動は常勤監査等委員である取締役と取締役が協議のうえ実施する。

⑧当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて J B グループ各社の取締役及び使用人から説明を求めることができる。
- ・ 代表取締役社長及び業務を担当する取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ・ 取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・ 当社及び J B グループ各社の取締役ならびに使用人は、監査等委員会が持株会社としての当社事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が J B グループの業務及び財産の状況を調査する必要があると求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ・ 当社及び J B グループ各社の全ての取締役及び使用人は、J B グループ行動基準に基づき、J B グループが関わる違法、不正または不適切な事象について、これを知ったときは全て上司に報告し、適切な指示を仰ぎ処置を行うべき責務を担う。また行動基準は、上司による隠匿や放置の可能性が認められる場合、これを見逃すことは法的な責任につながる可能性があることを明示し、内部通報制度に基づく直接の通報を奨励する。グループの内部通報の担当者は、内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）の窓口となり、法令に基づく取締役からの報告の他、全ての使用人及び J B グループ各社の取締役、監査役ならびに使用人から J B グループが関わる違法、不正または不適切な事象に関する報告を受けこれに対処する。
- ・ 内部通報規程は、通報者が通報を行ったことにより不利益を被ってはならないことを明示し、制度的保護を保障する。

⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会計監査人である監査法人から監査等委員会への監査計画及び監査結果に関する説明会を設ける。
- ・監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門との情報及び意見交換の機会を設ける。
- ・グループ監査役会においては、担当する各社の状況報告のみならず、積極的に意見交換及び提言を行い、常勤監査等委員と連携して問題解決に当たる。
- ・監査等委員会が監査（調査を含む）のために要する費用については当社がこれを負担するものとし、予め年間の監査計画に基づき経費予算を計上する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2016年6月16日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行により、取締役会においては執行機能と監督機能の分離を明確化しコーポレートガバナンスの実効性を高めるとともに、意思決定のさらなる迅速化を図っております。

当期に実施しました主な取り組みについては以下のとおりです。

【リスク管理に関する取り組み】

- ・当期はリスク管理委員会において、重点的に管理するリスクをコンプライアンスリスク（内部通報・内部監査）、災害リスク（BCP）、情報漏洩リスク（情報セキュリティ）、内部統制の不備リスク（J-SOXを含む内部統制システム）の4つとし検討・推進してまいりました。なお、その他リスクについては、各コーポレートスタッフにて適切に把握・対策を行い、その対応状況やリスクの重大化懸念のある事項については、リスク管理委員会で報告し必要に応じ審議・対応を行うこととしています。またリスク管理委員会で審議した結果については、取締役会に報告し問題意識を共有いたしました。
- ・前連結会計年度に判明した内部統制の重要な不備につきましては、再発防止策に準拠した業務執行とモニタリング体制を適切に整備・運用した結果、重要な不備は改善され、当期においては内部統制システムは有効に機能いたしました。

【コンプライアンスに関する取り組み】

- ・コンプライアンスに関する基本原則を定める「J Bグループ行動基準」に基づき、全グループにおいてコンプライアンスの教育を実施いたしました。教育内容は、「J Bグループ行動基準」の全体の理解、個人情報及び特定個人情報の取扱い、情報漏洩等のセキュリティ対策、ソーシャルメディア利用に関する指針、内部統制に関する考え方をテーマとし、実施後には理解度テストも行い定着化に努めております。
- ・J Bグループ内で生じた、社会倫理に反する行為や、法令・規程違反等のコンプライアンス問題について、「J Bグループ内部通報規程」に基づき、相談・通報の窓口として、法務・コンプライアンス部門所管の下「コンプライアンスヘルプライン」を設置しております。J Bグループ社員に対しては、安全に通報者の匿名性を確保していることを周知し有効に活用することを推進した結果、相談・通報も数件寄せられて、いずれも早期の問題発見と対処、解決の効果が着実に上がっております。

【情報セキュリティ・BCPに関する取り組み】

- ・情報セキュリティについては、情報セキュリティ委員会において、グループのセキュリティ監視・運用体制の見直し、Pマーク要求事項の改訂による規程や運用の更新、またネットワーク等の脆弱性診断による対策措置を実施し、セキュリティレベル向上の取り組みを行いました。
- ・BCPについては、BCP委員会において、大規模災害対策、事業継続計画の見直しと策定、災害発生を想定した訓練を実施いたしました。また新型コロナウイルス対応について、人事部門と連携し、日常の感染予防、罹患した場合の対応など社員に周知するとともに、在宅テレワークやお客様とのWEB会議の実施により三密を回避する対応等実施いたしました。また、緊急事態宣言下にある期間は安否確認システムにより社員の健康状態の把握を実施いたしました。
- ・委員会として全体の進捗、課題等については取締役会及び経営会議へ報告いたしました。

【子会社管理に関する取り組み】

- ・ J B グループ各社の代表取締役社長により構成されるグループ経営会議を定期的開催し、各社の予算進捗状況の確認や J B グループ経営に係わる情報共有を行っております。また J B グループ各社から当社に対し事前に承認・報告すべき事項を定めた事業会社管理規程に基づき、必要に応じて、J B グループ会社から審議課題の付議・報告がなされました。

【内部監査及び監査等委員会監査に関する取り組み】

- ・ 内部監査部門は、全社的な内部統制の内容を適切に理解及び分析したうえで、業務プロセスにおける内部統制の評価対象を選定し、その整備・運用状況等や評価結果について意見交換を行い、監査の実効性を図りました。
- ・ 常勤監査等委員は、取締役会、経営会議、グループ経営会議等主要な会議に出席し取締役及び使用人等からその職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧するとともに、J B グループ会社の主要な事業所への往査を実施いたしました。また J B グループ各社の監査役で構成されたグループ監査役会を開催し、リスクや懸念事項の情報共有も行いました。
- ・ 監査等委員会は、常勤監査等委員より上記の報告を受けるとともに、取締役会においては、取締役から職務の執行状況の報告等を受け、必要に応じて説明を求め、取締役の業務執行が適切に行われているか確認をしております。また四半期に1回、代表取締役及び社外取締役を交えて、意見交換を行い監査の実効性を図っております。
- ・ 会計監査人については、監査の独立性と適正性を監視しながら、四半期ごとに監査結果報告を受け、意見交換等を行いました。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,713	4,936	9,012	△1,888	16,773
会計方針の変更による累 積 的 影 響 額	-	-	△21	-	△21
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,713	4,936	8,990	△1,888	16,751
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△808	-	△808
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	2,245	-	2,245
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△1,000	△1,000
自 己 株 式 の 処 分	-	42	-	138	180
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動	-	2	-	-	2
そ の 他	-	-	△3	-	△3
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	44	1,433	△861	616
当 期 末 残 高	4,713	4,980	10,424	△2,750	17,368

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	822	△15	3	810	23	17,607
会計方針の変更による累積的影響額						△21
会計方針の変更を反映した当期首残高	822	△15	3	810	23	17,585
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△808
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	2,245
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△1,000
自己株式の処分	-	-	-	-	-	180
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	2
その他	-	-	-	-	-	△3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△170	13	△6	△162	△23	△186
当期変動額合計	△170	13	△6	△162	△23	430
当期末残高	652	△2	△2	647	-	18,016

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称 J B C C株式会社
J B サービス株式会社

前連結会計年度において連結子会社でありましたゼネラル・ビジネス・サービス株式会社は、2021年4月1日付で当社の連結子会社であるJ B C C株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称等 Innovasity, Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社 亀田医療情報株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な非連結子会社 Innovasity, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、佳報（上海）信息技术有限公司 及び JBCC(Thailand)Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、その他の連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

② 其他有価証券

市場価格のない株式等以外 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原
価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品、原材料 主として移動平均法

製品、仕掛品 総平均法(但し、ソフトウェア仕掛品は個別法)

貯蔵品 先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

(i) 建物及び構築物

定率法を採用しております。耐用年数は2年から50年であります。

なお、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(ii) 工具、器具及び備品

定率法を採用しております。耐用年数は2年から20年であります。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間(3年以内)に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることが可能な案件の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

数理計算上の差異等の費用処理方法

当社及び連結子会社の一部は、確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理しております。また、連結子会社の一部は、退職一時金制度を採用しており、簡便法による会計処理を行っております。なお、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金が当社の契約として残っており、当該制度に係る数理計算上の差異は翌期に一括償却処理をしております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益を認識するにあたっては、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

①S Iによる収益

S Iの主要な内容は、当社グループ独自の開発手法「J Bアジャイル」を取り入れた超高速開発を中心としたシステム開発の請負契約等であります。これらは主として一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用しております。

②サービスによる収益

サービスの主要な内容は、クラウドやセキュリティサービスを中心としたITシステムの構築・運用・保守サービスであります。

これらのうち、ITシステムの構築はシステム機器やインフラ基盤の設計・導入であ

り、顧客の検収を受けた時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。また、ITシステムの運用・保守サービスは顧客との契約期間にわたり履行義務が充足されるものと判断し、一定期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

③システム、製品開発製造販売による収益

システムの主要な内容は、ハードウェア及びソフトウェアの販売であります。また、製品開発製造の主要な内容は、クラウド連携プラットフォーム等、独自のソフトウェアや生産管理システムの開発・提供及びプリンター等各種ハードウェアの製造・販売であります。

これらのうち、顧客との契約の中で当社グループが据付の義務を負う製品は顧客の検収を受けた時点において、顧客との契約の中で当社グループが据付の義務を負わない製品は引き渡した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により一年以内に取り引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は翌連結会計年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

5. 重要な会計上の見積りに関する注記

(システム開発の請負契約等における原価総額の見積り)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり認識したシステム開発の請負契約等に係る収益のうち、当連結会計年度末時点で進行中のものに係る売上高は2,234百万円（うち、当連結会計年度に認識した金額2,101百万円、過年度に認識済みの金額133百万円）であります。

当連結会計年度末に計上した受注損失引当金は1百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①金額の算出方法、重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

システム開発の請負契約等については、主として履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。当該進捗度は、各報告期間の末日までに発生した原価の累計額が見積原価総額に占める割合に基づき見積もっております。

また、システム開発の請負契約等について、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該請負契約等に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、受注損失が見込まれた期の損失として処理し、受注損失引当金を計上しております。

そのため、当社グループは、システム開発の請負契約等に係る収益の認識及び受注損失引当金の会計処理にあたり、各請負契約等に係る原価総額の見積りを行っております。

なお、システム開発の請負契約等においては、顧客の要望の高度化・複雑化や開発着手後のシステム要件の変更等により、当初の原価総額の見積りより作業工数等が増加し、追加費用が発生する場合には、原価総額の見直しを行っております。

②重要な会計上の見積りが翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度の原価総額の見積りは適切であると評価しておりますが、追加工数の発生等により当初の見積りに変更が生じ総原価が変動する場合には、連結計算書類上で認識する進捗度に応じた収益の金額及び受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来出荷時に収益を認識しておりましたハードウェア等の販売について、主として検収時に収益を認識することといたしました。また、システム開発の請負契約等について、従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事

進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度は、各報告期間の期末日までに発生した原価の累計額が見積原価総額に占める割合に基づいて見積もっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響は21百万円の減少となります。

1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

7. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

①前連結会計年度まで区分掲記しておりました「機械装置」(当連結会計年度は0百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

②前連結会計年度まで区分掲記しておりました「車両」(当連結会計年度は1百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より、有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

③前連結会計年度まで区分掲記しておりました「敷金及び保証金」(当連結会計年度は910百万円)は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

④前連結会計年度まで区分掲記しておりました「長期未払金」(当連結会計年度は1,362百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

8. 会計上の見積りの変更

(本社移転等に伴う見積りの変更)

当連結会計年度において首都圏事業所の統合及び本社移転の決定、事業所の閉鎖に伴い、移転後使用見込みの無い固定資産について耐用年数の見直しを行いました。また、当該事業所の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務として計上していた資産除去債務について、使用見込期間の変更を行いました。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は149百万円の減少であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保資産の内容及びその金額

建物

12百万円

土地

402百万円

合計

414百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金

130百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,336百万円

3. 取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額

14,200百万円

借入実行残高

210百万円

借入未実行残高

13,990百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,773,743株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 2,113,664株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	386	24.00	2021年3月31日	2021年6月21日
2021年10月27日 取締役会	普通株式	421	26.00	2021年9月30日	2021年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	501	32.00	2022年 3月31日	2022年 6月22日

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要に応じ、銀行借入等により資金を調達しております。資金運用については、預金その他の安全性の高い金融商品に限定して運用を行います。デリバティブはリスクヘッジ目的に限って利用する可能性があります。投機的な取引は行わない方針です。

受取手形及び売掛金は、お客様の信用リスクに晒されておりますが、社内規程に従い、与信管理及び売掛金回収管理を行っております。お客様ごとに回収遅滞管理及び与信残高管理を行うとともに、信用状況の定期的なモニタリングを行い、年2回の頻度で与信限度額の定期的見直しを行っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、その大半が当社グループの業務上関係を有する取引先企業の株式です。これらは、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するようにしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は概ね短期の支払期日であります。また、短期借入金は主に運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び長期運転資金に係る資金調達です。

営業債務及び借入金は、各社ごとに資金繰り見通しを作成し、当社においてグループ内の事業会社各社の資金ニーズを把握し、グループファイナンスにより事業会社間で資金の融通を行うことにより、資金を効率的に使用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額236百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	500	485	△14
その他有価証券	1,954	1,954	-
	2,454	2,439	△14
(2) リース債務 (1年以内返済予定のものも含む)	386	384	△2

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、および「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提供された価格によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,900	53	-	1,954
資産計	1,900	53	-	1,954

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しています。債券の時価は取引金融機関から提供された価格に基づいて算出しており、レベル2に分類しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的債券	-	-	485	485
資産計	-	-	485	485
リース債務（一年以内返済予定のものも含む）	-	384	-	384
負債計	-	384	-	384

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

債券の時価は取引金融機関から提示された価格に基づいて算出しており、モンテカルロシミュレーション等を用いて債券の将来クーポンを推計し、発行体クレジット及びスワップ金利で現在価値に引き直して債券価値を算出しております。なお、算定にあたり一部市場で観察不能なインプットを使用しているため、レベル3に分類しております。

リース債務（一年以来返済予定のものも含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

V. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、情報ソリューション事業及び製品開発製造事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、SI、サービス、システム及び製品開発製造であります。また、主な財又はサービスの売上高は、SI 14,638百万円、サービス 26,000百万円、システム 13,281百万円及び製品開発製造 2,015百万円であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	273	301
売掛金	9,143	7,570
契約資産	2,560	2,475
契約負債	1,706	1,893

(注)当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,091百万円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下の通りであります。

(単位：百万円)

期間	金額
一年以内	10,725
一年超	135
合計	10,860

VI. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,150円47銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 140円26銭 |
| 3. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しており、当連結会計年度に係る1株当たり情報については、当該会計基準等を適用した後の指標等になっております。その詳細は「会計方針の変更に関する注記」をご覧ください。 | |

なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はございません。

VIII. その他の注記

*本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	その他利 益剰余金	
				研究開発 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	4,713	4,786	72	208	180	3,389
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△808
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	1,436
自己株式の処分	-	-	42	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	42	-	-	627
当 期 末 残 高	4,713	4,786	115	208	180	4,017

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△1,888	11,461	717	12,179
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	△808	-	△808
当 期 純 利 益	-	1,436	-	1,436
自己株式の処分	△1,000	△1,000	-	△1,000
自己株式の取得	138	180	-	180
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	△126	△126
当 期 変 動 額 合 計	△861	△191	△126	△317
当 期 末 残 高	△2,750	11,270	590	11,861

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

(3) その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法を採用しております。なお、耐用年数は2年から45年であります。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年以内）に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法 数理計算上の差異等の費用処理方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理しております。

また、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金が当社の契約として残っており、当該制度に係る数理計算上の差異は翌期に一括償却処理をしております。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換を受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

純粋持株会社の当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

7. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる、当事業年度の損益に与える影響及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

1 株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

8. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「敷金及び保証金」(当事業年度は902百万円)は、重要性が乏しいため、当事業年度より、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

①前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「保険金収入」は0百万円であります。

②前事業年度まで区分掲記しておりました「設備賃貸料」(当事業年度は1百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

③前事業年度まで区分掲記しておりました「設備賃貸費用」(当事業年度は1百万円)は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,224百万円

2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	830百万円
長期金銭債権	261百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	12,416百万円
4. 取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。 これらの契約に基づく当事業年度の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	12,000百万円
借入実行残高	-
借入未実行残高	<u>12,000百万円</u>

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	
営業収益	2,595百万円
営業費用	277百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	36百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	1,668,742	567,322	122,400	2,113,664

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、買付け560,800株、譲渡制限付株式の無償取得6,442株及び単元未満株式の買取り80株による増加分であります。
2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分122,400株の減少分であります。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

会社分割による子会社株式	1,802百万円
貸倒引当金	86百万円
確定拠出年金移管額	7百万円
投資有価証券	35百万円
資産除去債務	121百万円
会員権	17百万円
子会社株式	42百万円
その他	57百万円
繰延税金資産小計	<u>2,170百万円</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△258百万円</u>
評価性引当額小計	<u>△258百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,911百万円</u>

(繰延税金負債)

有形固定資産	△29百万円
その他有価証券評価差額金(益)	△209百万円
前払年金費用	△12百万円
繰延税金負債合計	<u>△251百万円</u>
差引：繰延税金資産(負債)の純額	<u>1,660百万円</u>

VI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (注)2	科 目	期末 残高
子会社	JBCC株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	経営指導料・事務手数料(注)1	1,047	未収入金	491
				受取配当金(注)3	753	-	-
				資金の貸借取引(注)2	2,588	預り金	7,555
				支払利息及び割引料	21	-	-
	株式会社シーアイ エス	(所有) 直接 100	経営指導 資金の貸借取引 事務所等の賃貸 役員の兼務	資金の貸借取引(注)2	135	預り金	460
	JBサービス株 式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	経営指導料・事務手数料(注)1	236	未収入金	159
				資金の貸借取引(注)2	367	預り金	2,988
	JBアドバンス ト・テクノロジー 株式会社	(所有) 直接 100	経営指導 事務所等の賃貸 資金の貸借取引 役員の兼務	資金の貸借取引(注)2	-	預り金	700
	C&Cビジネス サービス株式会 社	(所有) 直接 100	事務所等の賃貸 業務委託 資金の貸借取引 役員の兼務	資金の貸借取引(注)2	△137	預り金	427
				業務委託料(注)1	220	未払金	68
JBCC(Thaila nd)Co.,Ltd.	(所有) 直接 49.0	資金の貸借取引	資金の貸借取引(注)2	-	関係会社長期 貸付金 貸倒引当金	261 △261	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料・事務手数料、業務委託料については、年度協議により決定しております。
2. 資金の貸借取引は当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 受取配当額については、財務状況を勘案して配当額を決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議 決 権 等 の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員	東上征司	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 0.0	-	自己株式の処分 (注)1	17	-	-

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、自己株式割当によるものであります。

VII. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に関する事項 5 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	757円42銭
2. 1株当たり当期純利益	89円72銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

X. その他の注記

該当する事項はありません。

* 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。